

○千代田区建設工事制限付き一般競争入札実施要綱

平成6年6月10日

改正

平成15年10月1日

平成16年6月17日16千政経発第115号

平成21年4月22日21千政契担発第5号

平成21年8月26日21千政契担発第105号

平成24年1月31日23千政契担発第260号

平成24年3月19日23千政契担発第392号

令和元年10月31日31千政契約発第315号

令和7年11月28日7千政契約発第691号

千代田区建設工事制限付き一般競争入札実施要綱

(目的)

**第1条** 千代田区（以下「区」という。）が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の5の2並びに千代田区契約事務規則（昭和39年規則第2号。以下「規則」という。）第6条から第34条までの規定に基づく一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施するため、この要綱を定める。

(用語)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める土木建築に関する工事をいう。

(2) 特定建設工事共同企業体 共同企業体の在り方について（昭和62年8月17日建設省中建審発第12号）において示された「共同企業体運用準則」に定める建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

**第3条** 制限付き一般競争入札の対象とすることのできる建設工事は、予定価格が200万円以上の工事とする。ただし、特に緊急を要するものその他区長が不適当と認めるものは、この限りではない。

(入札参加資格)

**第4条** 制限付き一般競争入札に参加できる者は、政令第167条の4の制限に該当せず、かつ、次に

掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 電子入札サービスによる場合は電子入札サービスにおける区への入札参加資格を有していること。
- (2) 引き続き 2 年以上その営業に従事していること。
- (3) 政令第167条の11第 2 項の規定により、区長が工事の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加資格を有する者
- (4) 東京都の区域内に本店を有する者又は支店若しくは営業所等（以下「営業所等」という。）を有し、当該営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置いている者。ただし、区の区域外において施工する建設工事についての営業所等の要件は別に定める。
- (5) 現に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成 7 年 9 月 1 日 7 千總経発第92号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 現に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年 8 月 26 日 23 千政経担発第71号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき等。ただし、裁判所から更生計画又は再生計画が認可されている場合を除く。）ないこと。
- (8) 道路舗装工事、一般土木工事、建築工事、電気工事、給排水衛生工事及び空調工事にあっては、区が行う建設工事等競争入札参加資格者の格付を有していること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか発注工事ごとに区が定める要件を満たしていること。

（建設共同企業体の結成）

**第5条** 建設共同企業体により制限付き一般競争入札を実施する場合の当該建設共同企業体の方式は特定建設工事共同企業体とする。

2 前項の建設共同企業体の結成方法は、区が定める基準により入札参加者が自主的に結成するものとする。ただし、共同企業体の構成員相互間において、資本、人事面等について関連があると認められる者による建設共同企業体の結成は、これを認めないものとする。

（事前通知）

**第6条** 工事主管課長は、工事案件について、工事事前通知書（別記様式第 1 号）により、発注予定期の概ね 40 日前に契約課長に通知しなければならない。

（入札の公告）

**第7条** 区長は、制限付き一般競争入札を実施しようとするときは、入札日から起算して概ね 40 日

前までに掲示その他の方法により、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 実施工事の概要
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札参加資格の確認申請
- (4) 入札参加資格の通知
- (5) 入札の日時及び場所
- (6) 入札方法等
- (7) 入札保証金及び契約保証金
- (8) 支払い条件その他必要な事項

(入札参加資格確認申請)

**第8条** 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、前条に基づく公告事項に従い、第4条各号の要件該当の確認に必要な書類を添付のうえ指定した期日までに競争入札参加資格確認申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、入札参加希望者は、前項の規定による競争入札参加資格確認申請書の提出に代えて、電子入札サービスにより資格確認申請を行なわなければならぬ。

(入札参加資格の審査及び確認結果通知)

**第9条** 区長は、前条の競争入札参加資格確認申請書の提出があったときは、入札参加資格の有無について速やかに審査し、提出者にその結果を競争入札参加資格確認通知書（別記様式第3号及び別記様式第3号の2）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、区長は、入札参加資格の有無を、前項の競争入札資格確認通知書に代えて、電子入札システムにより通知するものとする。

3 前項の規定により競争入札参加資格を有すると認定された者の公開は、当該入札までしないものとする。

(入札参加の停止)

**第10条** 区長は、入札参加者が前条による入札参加資格審査後、第4条各号に定める要件の一部若しくは全部を満たさなくなったと認められる場合又は経営等の状況により契約の履行が困難と認められる場合は、その者の入札参加を停止することができる。

2 区長は、前項により入札参加の停止を決定したときは、資格喪失となった者に対して競争入札参加停止通知書（別記様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

(設計図書の閲覧等)

**第11条** 制限付き一般競争入札に付す工事の設計図書等は、前条の公告をした日から政策経営部契約課において閲覧に供するほか、期間を定めて貸与するものとする。設計図書等の貸与は、設計図書貸出申請書（別記様式第5号）に基づき行うものとする。

- 2 設計図書等の貸与は、第9条により入札参加資格があると確認されたものに限る。
- 3 入札参加者が設計図書等に関して疑義又は不明な箇所が生じた場合の質問は、質問書（別記様式第6号）により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、入札参加者は、質問書に代えて電子入札システムにより質疑応答を行うことができるものとする。

(入札保証金)

**第12条** 入札保証金の手続きは、規則第11条から第18条まで及び第25条から第27条までの定めところにより取り扱うものとする。

- 2 前項による入札保証金の納入期限又は規則第14条の規定による入札保証金に代わる担保の提出期限は、入札の前日（その日が勤務を要しない日等に該当するときは、直前の勤務を要する日）とする。

(入札の方法)

**第13条** 一般競争入札をしようとする者は、入札書を入札の公告において明示された所定の日時、場所及び方法に従い、契約担当者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、電子入札サービスにより定められた期間内に入札書を提出するものとする。

(開札)

**第14条** 開札は、当該入札に関係のない区職員を立ち合わせて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、電子入札サービスにより開札を行うものとする。

(入札の回数)

**第15条** 入札の回数は、原則として初度及び再度の入札を合わせて3回とする。

- 2 再度の入札において落札者がいないときは、引き続き随意契約を行うことができる。
- 3 前項により随意契約を行うときは、再度入札において最低の価格及び次位の価格を提示した2者以内から見積書を聴取するものとする。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず電子入札案件にあっては、この限りではない。

(入札結果等の公表)

**第16条** 一般競争に付した工事の入札結果等については、次の事項を公表するものとする。

(1) 競争参加資格確認申請書を提出した業者名

(2) 予定価格

(3) 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに政令第167条の2第6号の規定により随意契約によることとした工事については契約の相手方及び契約金額

2 公表は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに行うものとする。

3 公表は、政策経営部契約課において別に定める方法により行う。

(公正な入札の確保)

**第17条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

等に抵触する行為をしてはならない。

(入札の中止)

**第18条** 区長は、入札参加者が3者（建設共同企業体による場合は3企業体）を超えないときは制限付き一般競争入札を中止することができるものとする。

(委任)

**第19条** この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成6年6月10日から施行する。

#### 附 則（平成15年10月1日）

この要綱は平成15年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年6月17日16千政経発第115号）

この要綱は、平成16年6月17日から施行する。

#### 附 則（平成21年4月22日21千政契担発第5号）

この要綱は、平成21年4月22日から施行する。

#### 附 則（平成21年8月26日21千政契担発第105号）

この要綱は、平成21年8月27日から施行する。

#### 附 則（平成24年1月31日23千政契担発第260号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の千代田区建設工事制限付き一般競争入札実施要綱第3条及び第6条の規定は、平成24年度の契約案件から適用する。

**附 則** (平成24年3月19日23千政契担発第392号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (令和元年10月31日31千政契約発第315号)

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

**附 則** (令和7年11月28日7千政契約発第691号)

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

**様式** (略)